



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価（送料共）1か月2,200円

## 目次（\*については県例規集掲載事項）

- 規則
  - \*78 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）
- 告示
  - 1233 平成21年度和歌山県准看護師試験の実施（医務課）
  - 1234 県営畑地帯総合整備事業の工事の完了（農業農村整備課）
  - 1235 保安林の指定予定の通知（森林整備課）
  - 1236 一般競争入札による落札者の決定（技術調査課）
  - 1237 "（"）
  - 1238 道路の区域変更（道路保全課）
  - 1239 自動車専用道路の指定（"）
  - 1240 新道路の供用開始等（"）
- 選挙管理委員会告示
  - \*102 平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部改正
- 訓令
  - \*44 和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令（管財課）
- 監査公表
  - 監査公表第28号
  - 監査公表第29号
- 正誤
  - 平成21年11月4日付け和歌山県報第2108号和歌山県告示第1196号中

## 規 則

### 和歌山県規則第78号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年和歌山県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項に次の1号を加える。

- (5) 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員である者

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第24条の2第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。

## 告 示

### 和歌山県告示第1233号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成21年度和歌山県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成21年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 試験日時  
平成22年2月13日（土）午後1時30分から午後4時まで
- 2 試験場所  
和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ  
和歌山市北出島一丁目5番47号
- 3 試験科目  
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護
- 4 出願受付期間  
平成22年1月7日（木）及び同月8日（金）（締切日消印有効）とする。  
なお、書類は簡易書留郵便による提出とし、封筒表面に「准看護師試験願書」と朱書きすること。
- 5 出願書類提出先  
〒640-8585（県庁専用郵便番号）  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県福祉保健部健康局医務課看護班
- 6 受験手数料  
6,900円（和歌山県証紙を受験願書にはり付け、消印をしないこと。ただし、県外在住者にあっては、証紙の代わりに現金を送付してもよい。この場合、現金書留とすること。）

7 試験についての問い合わせ先

和歌山県福祉保健部健康局医務課看護班  
電話番号 073-441-2605

和歌山県告示第1234号

県営畑地帯総合整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営畑地帯総合整備事業名田地区
- 2 確定年月日 平成10年7月13日
- 3 工事を完了した時期 平成21年3月10日

和歌山県告示第1235号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡由良町大字吹井字東畑187の47・字吹城908の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字吹城908の16
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1236号

和歌山県公共工事等/統合支援システム（積算設計システム）構築及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札者に係る特定役務の名称及び数量

平成21年度CALS/EC第1号

和歌山県公共工事等/統合支援システム（積算設計システム）構築及び賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成21年9月28日

4 落札者の氏名及び住所

富士通設計積算システムグループ

（代表者）

和歌山市黒田84番地1（阪和第一ビル）

富士通株式会社和歌山支店

（構成員）

大阪府大阪府中央区城見二丁目2番53号

富士通リース株式会社関西支店

5 落札金額

金183,697,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成21年8月18日

和歌山県告示第1237号

和歌山県公共工事等/統合支援システム（工事管理システム等）構築及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札者に係る特定役務の名称及び数量

平成21年度CALS/EC第2号

和歌山県公共工事等/統合支援システム（工事管理システム等）構築及び賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成21年9月28日

4 落札者の氏名及び住所

日立情報システムズ・日立キャピタルコンソーシアム

（代表者）

大阪市北区中之島3丁目3番23号

株式会社日立情報システムズ関西支社  
(構成員)

東京都港区西新橋二丁目15番12号  
日立キャピタル株式会社

- 5 落札金額  
金483,644,700円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成21年8月18日

**和歌山県告示第1238号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉備金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町大字天満161番1地先から同町大字土生字新谷の段37番5地先まで	旧	16.50 ? 38.60	758.00	
有田郡有田川町大字天満161番1地先から同町大字植野字北内田30番1地先まで	新	10.50 ? 38.60	1,007.00	

**和歌山県告示第1239号**

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第1項の規定に基づき、自動車専用道路を次のように指定するので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉備金屋線

区 間	延長 メートル	備考
有田郡有田川町大字天満916番2地先から同町大字天満字弁上町247番1地先まで	257.50	

**和歌山県告示第1240号**

平成21年和歌山県告示第1238号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成21年11月20日午前6時から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**選挙管理委員会告示**

**和歌山県選挙管理委員会告示第102号**

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成21年11月20日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

表中「和歌山市野崎地区会館別館」を「和歌山市野崎地区会館」に改める。

**訓 令**

**和歌山県訓令第44号**

庁中一般  
各地方機関

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年11月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令(和歌山県公有財産事務規程(平成10年和歌山県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項第3号中「建物」を「前号を除くほか、建物」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 借地借家法第38条に規定する期間の定めがある建物の賃貸借により建物を貸し付ける場合 10年以内

第27条第1項第2号中「前号以外の目的のために」を「前3号の場合を除くほか」に改め、同号ただし書を削り、同号を同項第4号とする。

第27条第1項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 借地借家法(平成3年法律第90号)第22条の規定に基づく定期借地権を設定して土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 50年

(3) 借地借家法第23条に規定する事業用定期借地権等を設定して土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 10年以上50年未満

第27条第2項中「前項」を「第1項」に、「これを」を「同項第2号、第3号及び第5号に掲げる場合を除き、」に、「当該貸付期間」を「更新後の貸付期間」に改め、同項を同条第3項とする。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号及び第5号に規定する貸付期間について、知事が必要と認めるときは、それぞれ当該各号に規定する期間を超えて貸し付けることができる。

附 則

この訓令は、平成21年11月20日から施行する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により、平成21年8月24日、同月25日及び同月26日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年11月20日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 須 川 倍 行

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
和歌山県土地開発公社	平成21年8月24日
社団法人和歌山県体育協会	"
社団法人わかやま森林と緑の公社	平成21年8月25日
和歌山県税事務所	"
和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会	"
ふるさと和歌山わいわい市場運営協議会	"
社団法人和歌山県観光連盟	平成21年8月26日

2 監査の結果

(1) 注意事項

ア 和歌山県土地開発公社

(ア) 路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取先の地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、今後とも早期移管に向け引き続き努力されたい。

(イ) 和歌山県土地開発公社の保有する土地のうち、平成20年度に住宅の分譲地として、紀泉台（4件）、蜂伏（5件）が売却されており努力されているが、依然として残っている土地が存在しており、今後ともその売却に努力されたい。

また、古座上野山団地及び打田第2の完成土地についても、早期処分に努められるとともに、紀泉台西部土地についてもその活用の方途を検討されたい。

イ 社団法人わかやま森林と緑の公社

造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成20年度末の借入金残高は、約146億6000万円となっている。また、

造林事業は伐期まで長期間にわたるため今後も多額の借入金が必要となると考えられるが、一方、近年木材価格は、下落傾向にあり、経営環境は、非常に厳しい状況にある。

今後とも、他都道府県の動向を注視しながら、長伐期施業転換への契約変更（50年～80年への契約変更）、施業単価の見直し、間伐事業の重点実施など、貴団体が策定した「分収林経営改善計画」を確実に実施されたい。

ウ 和歌山県税事務所

県税の未収金については、体制の整備を図り滞納整理に努力されているところであり、収入率は前年同様97%だったが、税源移譲による個人県民税の調定の増加とともに一部税目の所管替えもあり、平成20年度末における収入未済額は16億6707万円と増加している。

今後とも、事務所の滞納整理の方針に従い、その強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法（昭和22年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続する等、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により、平成21年9月30日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年11月20日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 須 川 倍 行

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
那賀振興局	平成21年9月30日
紀北県税事務所	"
和歌山県立仙溪学園	"
和歌山県立高等看護学院	"
和歌山県立那賀高等学校	"
和歌山県立粉河高等学校	"
和歌山県立貴志川高等学校	"
和歌山県岩出警察署	"
和歌山バス那賀株式会社	"
学校法人藤田教育学園	"

2 監査の結果

(1) 注意事項

ア 那賀振興局地域振興部

過年度分の未登記（平成20年度末現在116筆）処理については、「登記事務促進対策事業」の推進等により問題の解決に努められており、平成21年度中に70筆の未登記が解消する見込みであると同っているが、引き続き「登記事務促進対策事業」の推進に努めるとともに紀の川市及び岩出市が実施する地籍調査の機会を活用するなどの手法を駆使し、未登記処理の促進に努められたい。

イ 那賀振興局健康福祉部

（ア）母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成20年度末で約779万円となっており、前年度末に比し約236万円減少している。

今後も、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（イ）生活保護費返還金の未収金については、平成20年度末で約529万円となっており、前年度末に比し約2万円減少している。

今後も、紀の川市及び岩出市の福祉事務所との連携を図りながら、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（ウ）特別障害者手当等返還金の未収金については、平成20年度末で約89万円となっており、前年度末に比し約33万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（エ）知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成20年度末で約33万円となっており、前年度末と同額である。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

（オ）講演会の開催に際し、外部講師に県が昼食を提供しているにもかかわらず、特別旅費の日当を全額支給している事例があったので、適切な措置を講じられたい。

ウ 那賀振興局建設部

土木使用料（県営住宅）過年度収入未済額483,300円について、引き続き債権管理に努められたい。

エ 紀北県税事務所

県税の未収金については、体制の整備を図り、滞納整理に努力されているところであるが、収入率は93.9%（0.9ポイント減）だった。税源移譲による個人県民

税の調定の増加とともに一部税目の所管替えもあり、平成20年度末における収入未済額は5億6369万137円と増加している。

今後とも、事務所の滞納整理の方針に従い、その強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法（昭和22年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続する等、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

オ 和歌山県立仙溪学園

超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えて48時間であるにもかかわらず、25/100の手当が4時間分しか支給されていない事例があったので、適切な事務処理をされたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

正 誤

正 誤

平成21年11月4日付け和歌山県報第2108号和歌山県告示第1196号中

ページ	段	行目	誤	正
1	右	上から6	重根258番地6	重根788番地の4